

令和4年8月29日

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 御中

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言(案)」 に対する意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文 (団体としての意見)
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

【該当箇所】

太陽光発電設備の立地に関する考え方について述べた以下の部分

P 8、L 26～27

事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報を提供することによって適正な立地に再エネを誘導する

P 11、L 13～15

事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報について、関係省庁連携の下、環境省が運用するEADASをプラットフォームとし、環境配慮や安全性の確保等の観点から法令の指定区域やその他関係する地理情報を幅広く収集し、一元的に掲載する。【環・経・農・国】

【意見内容】

事業者が事業計画立案の段階で確認する必要がある希少野生動植物の生息・生育地等に関する情報等について、事業者に対して、事業予定地の自治体(市町村)及び当該自治体が紹介等する地域の専門家・団体への意見聴取を原則とする仕組みを検討する必要があります。

【理由】

事業者が事業計画立案の段階で確認する必要がある環境保全等の観点からの情報について、本提言(案)では、国が運用するEADASをプラットフォームとした提供を挙げています。

しかし、国が保有する粗い情報によるだけでは、再エネを適正な立地に誘導することはできず、そこが各地で問題となっています。

「再エネ特措法」に基づく資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に、推奨事項として、「規制のない場所であっても、例えば・・・希少野生動植物の生息・生育地、自然性の高い地域等への発電設備の設置は・・・十分に考慮して土地の選定・・・を行うことが求められる」と明記されています。

この点について、昨年5月7日の参議院本会議において、梶山経済産業大臣から「推奨事項についても適切に対応していただく必要があります」「推奨事項への対応が不十分であると疑われる場合には適切な確認、指導を行っていく必要があります」、「これを効果的に実施するためには、当該用地の環境保全上の懸念等の情報を有する地方自治体との連携が重要である」との答弁がなされています。

多様な生物の生息・生育の現状を把握している自治体が少ないことも踏まえ、適切な立地への再エネの誘導のためには、地域の専門家・団体との連携が重要です。事業者に対して、事業計画立案の段階で、事業予定地の自治体(市町村)及び当該自治体が紹介等する専門家・団体への意見聴取を原則とする仕組みを検討する必要があります。